

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 10-①、②

【論点】

10. 協約締結権を付与する職員の範囲

(1) いかなる範囲とすべきか。

①「使用者側に立つ職員は、自らの勤務条件を自らが決定することになりうるから、付与すべきではない」との判断基準は妥当か。また、妥当とする場合、「使用者側に立つ職員」とは、具体的にいかなる範囲の職員か。現行の管理職員等か。

②「議会制民主主義の観点から、その勤務条件は国会・地方議会が法律・条例で定めるべきであり、労使交渉により決定すべきではない」との判断基準が妥当する職員が存するか。また、具体的にいかなる職員か。

【論点の整理】

①1. 労働法制における取扱い（詳細略）

2. 現業公務員における取扱い（詳細略）

3. 非現業の公務員における取扱い（詳細略）

4. まとめ（詳細略）

5. 論点の検討

(1) 「使用者側に立つ職員は、自らの勤務条件を自らが決定することになりうるから、付与すべきではない」との判断基準は妥当か。

A案 妥当（協約締結権を付与すべきでない）とする考え方

（理由）：緊張感ある健全な労使関係構築のため、国民の理解を得られない。

（留意点）：付与しない合理的理由が無いとの考え方もある、民間企業等と異なる仕組み、等。

B案 妥当ではない（協約締結権を付与すべき）とする考え方

（理由）：労働法制において、使用者の利益代表者が労働組合を組織し、協約締結を行うことを排除していない、等。

（留意点）：国民の理解を得られないおそれ、等。

(2) (1)のA案が妥当とする場合、具体的にいかなる範囲の職員か。

A案 「使用者側に立つ職員」を現行の「管理職員等」とする考え方

（理由）：人事院規則等で規定された明確な区分であり、定着している。

（留意点）：職位の範囲の決定方法について、十分な検討要。

B案 「使用者側に立つ職員」を現行の「管理職員等」よりも狭める考え方

（理由）：職員の利益を保護するため、当該職員を可能な限り狭め限定すべき、等。

（留意点）：職員の範囲の合理的な限定について検討要、等。

②(案)非現業職員を区分する横断的な共通の判断基準を明確に設定するのが難しいこと、仮に区分が可能でもこれらの職員に協約締結権を付与しない合理的な理由を説明するのが難しいことから、横断的な共通の判断基準により区分することは困難。

【理由・根拠】

上記のとおり

【参考文献等】

- ・ 労働組合法 労働関係調整法（厚生労働省労政担当参事官室）
- ・ 国家公務員法、地方公務員法 他

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 10-③、④

【論点】

10. 協約締結権を付与する職員の範囲

③職務の専門性・特殊性に照らし、協約締結権を付与すべきもの、又はすべきでないものがあるか。

④ ①ないし③の他に、協約締結権を付与する職員の範囲に係る基準や観点として、いかなるものを考慮すべきか。また、その基準や観点に照らした場合、具体的に付与すべき職員、すべきでない職員は、どうなるか。

【論点の整理】

A案 職務の専門性・特殊性に照らし、協約締結権を付与すべきでないとする職員は特にない。また、論点①ないし③の他に、協約締結権を付与する職員の範囲に係る基準や観点として考慮すべきものはない。

(メリット)：協約締結権を付与される職員の範囲が広がり、自律的労使関係制度を構築する趣旨に沿う、等

(デメリット・留意事項)：非現業では多種多様な職務が存在しているが、職務の専門性・特殊性に照らしたB案のような視点についての考慮ができない。

B案 論点②による判断基準による場合のほか、個別の政策判断として、職務の専門性・特殊性に照らし、協約締結権を付与すべきでないものがあり得る。

※法定する場合の判断基準として、以下の項目が想定される

①勤務条件を決定する際に、職務の専門性・特殊性に照らし、他の職種と比較して人材の確保・育成の要請が特に強いなど個別の特殊事情を考慮して定める必要があり、協約により勤務条件を決定することが適当でないもの

②国民・住民に対する行政サービスの性格上、当該行政サービスが提供される施設等において、協約締結に向けた交渉等を行うことにより、当該行政サービスが適切に提供できないおそれがあると相当程度認められるもの

③協約締結権を付与した場合における便益と費用を比較衡量した結果、職務の専門性・特殊性より、他の職種に比較して公務が停滞した場合において国民・住民生活への影響が著しく大きいなどにより便益と費用が著しく均衡を失し、協約締結権を付与することが適当でない判断されるもの

(メリット)：職務の専門性・特殊性に照らした勤務条件の決定、施設等での適切な行政サービスの提供の維持等が可能。

(デメリット・留意事項)：協約締結権を付与しない職員の範囲が広くなり過ぎると、自律的労使関係制度を構築する趣旨が損なわれるおそれ、等。

【理由・根拠】

上記のとおり

【参考文献等】

なし